

## 1 部活動のねらい

- (1) 異学年による集団活動の中で、礼儀を重んじ、規則を守り、社会性を養う。
- (2) 同じ興味関心を持つ生徒が自発的・自主的に活動し、具体的な目標に向かって努力することにより、協力し励まし合える人間関係を育成する。
- (3) 練習を通して技術の向上を図るとともに、連帯意識の高揚を促し、愛校心を養う。
- (4) 健康安全に留意して活動を進める態度を養う。

## 2 活動規則

### 【生徒に関すること】

- (1) 社会に出て通用する挨拶やマナーを身に付ける。
- (2) 使用する用具や練習場を大切に使う。(出来ないときは活動を停止する場合がある)  
※ 練習が終了したら、場所・用具などの整理・整頓を行う。
- (3) 練習時間を無駄にしない。
- (4) 練習時の服装は、体操服もしくは各部の練習着とする。

### 【学校管理に関すること】

- (1) 活動場所における施設・設備の点検を行い、安全管理の徹底を図る。
- (2) 活動時には、顧問が付くことを原則とする。やむを得ず顧問が付けない場合は、その旨を必ず部員伝え、練習の目的と内容を確認する。終了時には、必ず活動場所に行き、下校まで見届けをする。
- (3) 熱中症対策として、こまめな水分・塩分の補給や、十分な休息時間を確実に設定する。安全管理の研修として、年度初に救急救命講習(養護教諭による)を実施する。
- (4) 生徒の人格を傷つける言動は、いかなる場合にも許されない。
- (5) 休養日に活動する場合は、事前に管理職に相談し、必ず振替日を設ける。
- (6) 保護者から現金を徴収する際には、その旨を保護者に知らせる文書を作成し、校長及び教頭に報告する。
- (7) 部活動運営については、随時、部活動主任や管理職と相談し、保護者の理解・賛同を得て円滑な運営をする。

## 3 休養日の設定

### 【休養日の考え方】

成長期における生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、以下の基準を原則に休養日を設定する。

- (1) 学期中は、部活動ごとに週当たり2日以上休養日を設ける。  
ア 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。  
イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を平日に振り替える。  
※ 定期試験前の一定期間に臨時の休養日をこの振替に充てることがある。(下記)
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- (3) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、休業日は3時間程度とする。  
※ ここでいう活動時間とは、顧問の指導の下で行う身体活動の時間を指し、大会等に出場した際に拘束されている時間を指すものではない。

### 【部活動を停止する日】

- (1) 夏季休業中及び年末年始の学校閉庁日
- (2) 試験前の一定期間の部活動休養日は、下記の日からテスト終了日前日まで
  - ・ 中間テスト1日目の3日前
  - ・ 期末テスト1日目の5日前
  - ・ 実力テスト1日目の1日前

※ ただし、大会の開催日と重なる場合、実施可とする場合がある。

- (3) 月行事予定等で定められた部活休養日
- (4) 流行性の疾病が全校的に発生した場合
- (5) 警報等による臨時休校日
- (6) 学年始め4月1～2日
- (7) お盆の期間8月13日～15日
- (8) 地方祭による臨時休業日

### 【その他留意点】

- (1) 短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 毎月の活動計画等は、部活動顧問から配布する。

## 4 活動時間

- (1) 授業日の活動

### 【早朝練習】

ア 朝の練習は、7:00～7:30までとし、参加には保護者の同意が必要。

イ 活動の際は、顧問が必ず付き添うものとする。

### 【放課後の活動】

ア 時間を無駄にしない効率的な練習をする。

イ 活動は、完全下校15分前までとする。完全下校時刻を守る。

|            | 部活動終了 | 完全下校  |           | 部活動終了 | 完全下校  |
|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| 4月         | 18:15 | 18:30 | 11月       | 17:00 | 17:15 |
| 5月         | 18:30 | 18:45 | 12月       | 17:00 | 17:15 |
| 6月         | 18:30 | 18:45 | 冬休み中      | 16:45 | 17:00 |
| 7月（夏休みまで）  | 18:30 | 18:45 | 1月（始業式後）  | 17:15 | 17:30 |
| 夏休み中       | 17:45 | 18:00 | 2月        | 17:30 | 17:45 |
| 9月（市新人まで）  | 18:00 | 18:15 | 2月（中旬以降）  | 17:45 | 18:00 |
| 9月（市新人後）   | 17:45 | 18:00 | 3月（春休みまで） | 18:00 | 18:15 |
| 10月（お祭りまで） | 17:30 | 17:45 | 春休み中      | 17:45 | 18:00 |
| 10月（お祭り後）  | 17:15 | 17:30 |           |       |       |

※日没時間や天候によって変更

- (2) 休業日の活動

ア 3時間程度の練習を目安とする。（前後の準備や片付けは含まない）

イ 練習試合等については、目的や参加チーム数を勘案した上で顧問が設定する。

## 5 対外試合

- (1) 顧問は、対外試合の予定を部活動練習計画に記載し、校長の承認を得る。
- (2) 県内・県外の出張扱いとなる大会に参加する場合は、1週間前までに「対外運動競技参加届出書」と大会要項を添えて、教育委員会に提出する。
- (3) 交通費や物品は「体育文化後援会費（体育費）」から支出する。顧問は会計処理を厳正に行うこと。

## 6 入部及び退部

- (1) 顧問及び担任、保護者と話し合い、所定の用紙に記入して入部の意思を明らかにする。
- (2) 5月の部活動総会で、第1回保護者懇談会を開催する。
- (3) 新入生には仮入部期間を設け、見学や体験入部が出来るよう配慮する。
  - ※ 見学は学級単位で各部活動を回る。
  - ※ 体験入部は「体験入部希望届け」の提出により、参加者名簿を1年団で作成し、各顧問に配布する。
  - ※ 体験入部期間は、1年生の完全下校時刻は17:00とする。
- (4) 1年生については、仮入部期間から市総体までの期間は、早めに帰宅させる。
- (5) 退部、転部については、以下の順に進める。
  - ① 退部希望生徒は、部活動顧問と学級担任に、退部の意志と理由を伝える。
  - ② 学級担任は、新たに希望している部活動について、生徒の考えを聞く。
  - ③ 学級担任と生徒は、転部希望部活動顧問に、転部の意志があることを伝える。  
転部希望部活動顧問の許可を得たら、前部活動の退部と、新部活動の入部手続きを行う。

## 7 設置する部活動

| 部活動名     | 部活動名       |
|----------|------------|
| サッカー     | バスケットボール男子 |
| ソフトテニス男子 | 剣道         |
| ソフトテニス女子 | 柔道         |
| 陸上競技     | 吹奏楽        |
| バレーボール男子 | 美術         |
| バレーボール女子 | 茶道         |
| 卓球男子     | 情報科学       |
| 卓球女子     |            |